

大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型・通所型サービスの報酬改定について
【令和3年4月1日施行】

1 訪問型サービス

(1) 基本報酬

介護予防訪問介護相当サービス

	月額(包括)報酬	対象者
週1回程度	1,176 (1,172) 単位【増額】	事業対象者・要支援1・2
週2回程度	2,349 (2,342) 単位【増額】	事業対象者・要支援1・2
週3回程度	3,727 (3,715) 単位【増額】	要支援2のみ【変更】

- ・介護給付の取扱いに合わせ、基本報酬を改定。また、令和3年9月末まで新型コロナウイルス感染症対応に係る特例的な評価として、基本報酬に0.1%の上乗せを行う。
- ・週3回程度の対象者を「要支援2のみ」とする。事業対象者の利用区分を要支援1と同程度に見直すもの。令和3年4月～6月を移行期間として、必要であれば介護認定申請を行う。
- ・()内は改定前の単位。

基準緩和型訪問サービス

	月額(包括)報酬	対象者
週1回の利用に限る	941 (820) 単位【増額】	事業対象者・要支援1・2

- ・基本報酬を国が示す基準(改定後)の8割の単位とする。
- ・介護給付の取扱いと同様に、令和3年9月末まで、新型コロナウイルス感染症対応に係る特例的な評価として、基本報酬に0.1%の上乗せを行う。
- ・()内は改定前の単位。

(2) 加算・減算項目及び単位

	介護予防訪問介護相当サービス
同一建物減算★1	基本報酬の10%を減算【新設】
特別地域加算	基本報酬の15%を加算
中山間地域小規模事業所加算	基本報酬の10%を加算
中山間地域サービス提供加算	基本報酬の5%を加算
初回加算	200 単位/月 (初回のみ)
生活機能向上連携加算 (I)	100 単位/月
生活機能向上連携加算 (II)	200 単位/月
介護職員処遇改善加算	国の基準に従い加算
介護職員特定処遇改善加算	国の基準に従い加算
令和3年9月30日までの上乗せ分加算 (新型コロナウイルス感染症対応)★2	基本報酬の0.1%を加算【新設】

★1 同一建物減算を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位の算入へ変更。

★2 令和3年9月末までの間は、基本報酬に当該加算をつけて請求を行う。

2 通所型サービス

(1) 基本報酬

介護予防通所介護相当サービス

	月額(包括)報酬	対象者
週1回程度	1,672 (1,655) 単位【増額】	事業対象者・要支援1
週2回程度	3,428 (3,393) 単位【増額】	要支援2のみ【変更】

- ・介護給付の取扱いに合わせ、令和3年9月末まで、新型コロナウイルス感染症対応に係る特例的な評価として、基本報酬に0.1%の上乗せを行う。
- ・週2回程度の対象者を「要支援2のみ」とする。事業対象者の利用区分を要支援1と同程度に見直すもの。令和3年4月～6月を移行期間として、必要であれば介護認定申請を行う。
- ・()内は改定前の単位。

基準緩和型通所サービス

	月額(包括)報酬	対象者
週1回の利用に限る	1,338 (1,159)【増額】	事業対象者・要支援1・2

- ・基本報酬を国が示す基準(改定後)の8割の単位とする。
- ・介護給付の取扱いに合わせ、令和3年9月末まで、新型コロナウイルス感染症対応に係る特例的な評価として、基本報酬に0.1%の上乗せを行う。
- ・()内は改定前の単位。

(2) 加算・減算項目及び単位

		介護予防通所介護相当サービス
同一建物減算 ★1	週1回程度	△376 単位/月
	週2回程度	△752 単位/月
栄養アセスメント加算		50 単位/月【新設】
栄養改善加算		200 単位/月【増額】
口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位/月【変更】
口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位/月【変更】
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		88～176 単位/月【変更】
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		72～144 単位/月【変更】
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		24～48 単位/月【変更】
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位/月【変更】
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位/月【変更】
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		20 単位/月【新設】
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		5 単位/月【新設】
科学的介護推進体制加算		40 単位/月【新設】
令和3年9月30日までの上乗せ分加算 (新型コロナウイルス感染症対応)★2		基本報酬の0.1%を加算【新設】

※変更があった加算のみ抜粋(【新設】:加算の新設、【変更】:算定体系変更、【増額】:単位の増額)

※算定要件は、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における加算の取扱いに準ずる。

★1 同一建物減算を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位を算入へ変更。

★2 令和3年9月末までの間は、基本報酬に当該加算をつけて請求を行う。

3 介護予防ケアマネジメント

(1) 基本報酬

	月額(包括)報酬	対象者
介護予防ケアマネジメント A	438 (431) 【増額】	事業対象者・要支援 1・2
介護予防ケアマネジメント B	238 (231) 【増額】	事業対象者・要支援 1・2

・介護給付の取扱いに合わせ、令和3年9月末まで、新型コロナウイルス感染症対応に係る特例的な評価として、基本報酬に0.1%の上乗せを行う。

・()内は改定前の単位。

(2) 加算・減算項目及び

	介護予防ケアマネジメント
初回加算	300 単位/月
委託連携加算	300 単位/月 【新設】

4 留意事項

(1) 請求について

令和3年9月末までの新型コロナウイルス感染症対応に係る上乗せ分については、以下のとおり、相当サービスと緩和サービスで請求方法が異なります。また、介護（予防）給付費と異なり、上乗せ分加算を請求しない場合も返戻とはなりません（請求が通ってしまう）のでご注意ください。

A2(介護予防訪問介護相当サービス) A6(介護予防通所介護相当サービス)	【包括報酬・日割り共通】 「令和3年9月30日までの上乗せ分加算」を基本報酬と併せて請求する。(介護予防給付と同様の考え方)
--	---

A3(基準緩和型訪問サービス) A7(基準緩和型通所サービス) AF(介護予防ケアマネジメント) ※包括報酬と日割りで請求方法が異なります	【包括報酬】 基本報酬に上乗せ分を含めるため、加算は不要。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年9月30日まで</th> <th>令和3年10月1日から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A3</td> <td>942 単位/月</td> <td>941 単位/月</td> </tr> <tr> <td>A7</td> <td>1,339 単位/月</td> <td>1,338 単位/月</td> </tr> <tr> <td>ケアマネジメント A</td> <td>439 単位/月</td> <td>438 単位/月</td> </tr> <tr> <td>ケアマネジメント B</td> <td>239 単位/月</td> <td>238 単位/月</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年9月30日まで	令和3年10月1日から	A3	942 単位/月	941 単位/月	A7	1,339 単位/月	1,338 単位/月	ケアマネジメント A	439 単位/月	438 単位/月	ケアマネジメント B	239 単位/月	238 単位/月
		令和3年9月30日まで	令和3年10月1日から													
	A3	942 単位/月	941 単位/月													
	A7	1,339 単位/月	1,338 単位/月													
ケアマネジメント A	439 単位/月	438 単位/月														
ケアマネジメント B	239 単位/月	238 単位/月														
【日割り】 「令和3年9月30日までの上乗せ分加算(1単位)」を基本報酬と併せて請求する。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>日割り単位数</th> <th>令和3年9月30日までの上乗せ分加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A3</td> <td>31 単位/日</td> <td>1 単位/月</td> </tr> <tr> <td>A7</td> <td>44 単位/日</td> <td>1 単位/月</td> </tr> </tbody> </table>		日割り単位数	令和3年9月30日までの上乗せ分加算	A3	31 単位/日	1 単位/月	A7	44 単位/日	1 単位/月							
	日割り単位数	令和3年9月30日までの上乗せ分加算														
A3	31 単位/日	1 単位/月														
A7	44 単位/日	1 単位/月														

(2) 令和3年度介護報酬改定に伴う利用者への同意について

重要事項説明書の内容を変更する場合には、改めて説明し、同意を得ることが求められています。変更内容が令和3年度報酬改定に係る利用者負担額に関する事項のみの変更の場合は、事業者の事務負担軽減の観点から次の方法も可能とします。

【対応の例】

変更となる基本単位や新たに算定する加算など、利用者負担額の変更がわかる書面を用いて懇切丁寧に説明し、利用者等に同意を得ること。なお、署名・捺印を得ることは任意としますが、説明し、同意を得て交付していることがわかるように記録してください。

(3) その他

令和3年度報酬改定に関する通知・資料は大牟田市のホームページに掲載しています。

【掲載場所】

トップページ>組織から探す>保健福祉部>健康福祉推進室福祉課>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に関する事業者向け情報

【URL】

https://www.city.omuta.lg.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=8222&class_set_id=1&class_id=132